2　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、一般にカウンタ又はスペクトル分析器を使用する。

⑵　周波数計の測定精度は、該当する周波数許容偏差より10倍以上高い値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、連続送信する。

⑵　変調は、無変調とする。

4　測定操作手順

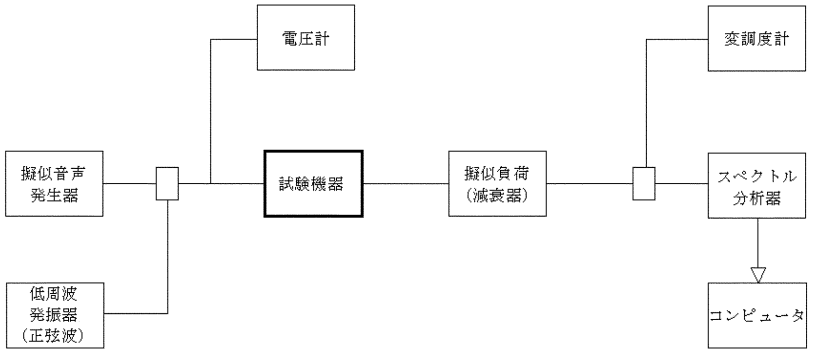
周波数計により周波数を測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（10^{-6}）の単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　変調入力測定用の電圧計は、平均値又は実効値型を使用するが、低周波発振器と擬似音声発生器に出力電圧設定機能がある場合は、必要でない。

⑵　擬似音声発生器は、白色雑音をＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．227の特性を有するフィルタによって帯域制限したものとする。

⑶　スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	疑似音声信号による変調の時５～10回、ただしスペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	サンプル

⑷　スペクトル分析器の測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。